

平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

平成26年6月18日
自動車検査独立行政法人

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成25年度における自動車検査独立行政法人の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成25年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 平成25年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている事項のうち、以下の契約において環境配慮契約を締結した。

（1）電気の供給を受ける契約

電気供給契約1件について、裾切り方式（注）により入札を行ない契約を締結した。

（注）当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、新エネルギー導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

（2）自動車の購入等に係る契約

5台の自動車を購入し、また、1台の自動車の賃貸借契約を締結したが、6台とも総合評価落札方式による調達を行なった。

船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約、建築物の設計に係る契約、及び産業廃棄物の処理に係る契約 については、該当する案件がなかった。